

第 1 2 0 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 9 月 1 8 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 120 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 午後 2 時 00 分
2. 閉会年月日 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 午後 2 時 14 分
3. 開催場所 南部町立中央公民館 町民室
4. 出席委員 (25 人)

会長	15 番	赤 石 敏 文			
会長職務代理	20 番	砂 庭 周 平			
委員	1 番	磯 川 齋	2 番	藤 田 博 康	
	3 番	山 内 一 男	4 番	庭 田 藤 樹	
	5 番	野 田 清 八	6 番	川守田 雄 一	
	7 番	中 村 文 男	8 番	四 戸 正 子	
	9 番	堀 内 重 男	10 番	工 藤 雄 一	
	11 番	坂 本 俊 孝	12 番	工 藤 喜代治	
	13 番	梅 内 勝 治	14 番	石 橋 薫	
	17 番	西 塚 晴 義	18 番	高 森 直 樹	
	19 番	佐々木 照 雄	21 番	高 橋 仁	
	22 番	中 野 らん子	23 番	馬 場 隆	
	24 番	工 藤 茂	25 番	松 村 範 明	
	26 番	庭 田 豊 茂			

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	中 里 司
班長	佐 藤 慶

7. 会議日程

日程 第 1	会議録署名委員の指名
日程 第 2	会期の決定
日程 第 3	諸般の報告
日程 第 4	議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程 第 5	議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 120 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 会長として初めての職務になりますので、ご協力をお願いします。 台風もそれて、農作物への影響もなく、安心しておりますが、皆様も健康には留意して頑張っ ていただきたいと思います。 それでは、総会を始めます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 25 名で、委員定足数に達しておりますので、第 120 回総会は成立 しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっ ておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。 会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 25 番 松村範明 委員 26 番 庭田豊茂 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といた します。 ここでは、24 番 工藤茂 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし ます。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものでありま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>うち、番号 1 番は、「農地移動適正化あっせん」によるものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、あっせん委員並びに農地調査員から説明していただきます。</p> <p>ここで、工藤茂 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 分 工藤委員退席)</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>庭田藤樹 調査員</p>
庭 田 調 査 員	<p>4 番 庭田から説明いたします。</p> <p>去る 8 月 31 日、野田 調査員と中央公民館において、議案第 19 号の番号 1 番について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 19 号の番号 1 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 19 号の番号 1 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、工藤茂 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 7 分 工藤委員着席)</p> <p>次に、議案第 19 号の番号 2 番について、説明を求めます。</p> <p>四戸正子 調査員</p>
四 戸 調 査 員	<p>8 番 四戸から説明いたします。</p> <p>去る 9 月 11 日、川守田 調査員と中央公民館において、議案第 19 号の番号 2 番について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、</p>

	<p>議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は遠隔地に居住していることから耕作ができないため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 19 号の番号 2 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 19 号の番号 2 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、6 番 川守田雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 20 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>
議 長	<p>ここで、川守田雄一 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 11 分 川守田委員退席）</p> <p>それでは、議案第 20 号の番号 1 番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号 1 番について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 9 年 6 か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 20 号の番号 1 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>よって、議案第 20 号の番号 1 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、川守田雄一 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 12 分 川守田委員着席）</p> <p>次に、議案第 20 号の番号 2 番から 5 番について、説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年 6 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年 6 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年 6 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 20 号の番号 2 番から 5 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 20 号の番号 2 番から 5 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 120 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 14 分）</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 9 月 18 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員